

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営費	児童家庭課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
270,792	平成 28 年 ～ 30 年度					270,792

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市立児童館条例第10条の指定の手続きに関する規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫を取り入れた運営により質的向上と効率化による経費削減を図るものである。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。
鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組み】

平成18年度から平成27年度現在まで現指定管理者に施設の維持管理、運営を委託している。平成28年度からは更なる児童館と地域の密着を図るため、新たな指定管理者への運営委託とするものである。また、現在市が直接運営している麻生、気高、下佐貫の児童館3館についても指定管理者へ運営委託とすることで、効率的な運営と連携の強化を図るものである。

現指定管理者 社会福祉法人 鳥取福祉会

指定管理料 H23 67,082千円 H24 67,082千円 H25 67,082千円 H26 67,082千円
H27 67,082千円 計335,410千円 (前回債務負担行為額 335,410千円)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。